二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○総務省令第三十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び調査官それぞれ二人」を「二人及び調査官三人」に改める。

第十一条第一項中「四人」を「二人」に改める。

第十三条第一項中「及び調査官それぞれ二人」を「二人及び調査官三人」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「及び政策評価審議室」を、政策評価審議室及び機動調査推進室」に改める。

第十八条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8　機動調査推進室は、評価監視官の職務の遂行状況に照らし、行政評価等を機動的に行うために必要となる事項に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

9　機動調査推進室に、室長を置く。

第二十二条の見出しを「（外国人住民基本台帳室及び本人確認情報保護専門官）」に改め、同条第一項中「住民制度課に、」の下に「外国人住民基本台帳室及び」を加え、同条第二項中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　外国人住民基本台帳室は、住民制度課の所掌事務のうち住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定（外国人住民に係る部分に限る。）の施行の準備に関する事務をつかさどる。

3　外国人住民基本台帳室に、室長を置く。

第三十条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第三十一条（見出しを含む。）中「公営企業経営企画室」を「公営企業経営室」に、「地域企業経営企画室」を「準公営企業経営室」に改める。

第四十一条の見出しを「（多国間経済室及び企画官）」に改め、同条第一項中「多国間経済室」の下に「及び企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　企画官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第六十一条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第七十三条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第七十三条の二の見出しを「（企画官）」に改め、同条第一項中「及び調査官それぞれ」を削り、同条第三項を削る。

附則第十三条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

別表第一中「福島行政評価事務所」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十七号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

厚生労働大臣　細川　律夫

経済産業大臣　海江田万里

国土交通大臣　大畠　章宏

環境大臣　松本　龍

防衛大臣　北澤　俊美

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

厚生労働大臣　細川　律夫

経済産業大臣　海江田万里

国土交通大臣　大畠　章宏

環境大臣　松本　龍

防衛大臣　北澤　俊美

○法務省令第六号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十二条第一項、第四百三十五条第二項、第四百三十六条第一項及び第二項、第四百四十一条第二項、第四百四十四条第一項及び第四項、第四百五十二条後段、第四百六十一条第二項第二号イ、第六百十五条第一項、第六百十七条第二項並びに第六百三十一条第一項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「すべて」を「全て」に改める。

第二条第三項第二十七号中「する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）」を加え、同項中第五十九号を第六十六号とし、第五十八号を第六十五号とし、第五十七号の次に次の七号を加える。

五十八　会計方針　計算書類又は連結計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。

五十九　遡及適用　新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

六十　表示方法　計算書類又は連結計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。

六十一　会計上の見積り　計算書類又は連結計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類又は連結計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

六十二　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更することをいう。

六十三　誤謬（びゅう）　意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類又は連結計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

六十四　誤謬の訂正　当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類又は連結計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類又は連結計算書類を作成することをいう。

第九十六条第七項第一号を次のように改める。

一　当期首残高（遡及適用又は誤謬の訂正をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）